

(R3.4.15 出二補)

## 令和3年度会計事務担当者研修 出納第二課及び出納第三課レジュメ

## 第1 出納第二課及び出納第三課所管事務

## 1 保管金の定義と出納官吏の職責

## (1) 定義

ア 保管金とは

国の歳入歳出に含まれない現金のこと

イ 岁入歳外出現金とは

アの現金について、裁判所では事件に関する保管金や会計法に基づく契約保証金を取扱っている。

## (2) 出納官吏の職責

出納官吏とは（出納規程1条2項）

ア 収入官吏（出納規程1条3項）

歳入金の収納をする出納官吏

イ 資金前渡官吏（出納規程1条4項）

前渡資金の出納保管をする出納官吏

ウ 岁入歳外出現金出納官吏（出納規程1条5項）

歳入歳外出現金の出納保管をする出納官吏

エ 出納員（会計法40条2項、予決令112条）

（注：出納規程による出納官吏ではない）

出納官吏に所属して、現金の出納保管をする職員

## (3) 出納官吏の弁償責任（会計法41条、予決令115条）

## 2 保管有価証券

裁判所において取り扱う保管有価証券の主なもの

- ・入札保証及び契約保証の国債等（会計法29条の4第2項・29条の9第2項、予決令78条・100条の4、契約規則5条）
- ・物品売払代の延納担保としての国債等（国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律1条の2・2条）
- ・債権保全の担保としての国債等（債権法20条1項・2項、昭31政令263号）
- ・裁判所の事件に関するものとして保釈保証金に代える国債等（刑訴法94条3項）  
　また、国庫に帰属した相続財産たる国庫債券を歳入納付するために引継ぎを受けた場合も、当該国庫債券を保管有価証券として取り扱うこととしている。

## 3 課の所管

- (1) 出納第二課：保管金（出納第三課の所管を除く。）及び保管有価証券の処理
- (2) 出納第三課：執行裁判所関係の保管金の処理  
　　執行センター庁舎の維持管理

## 4 各係の所管事項

- (1) 出納第二課

- ア 出納係 : 現金の受払い及び管理並びに小切手作成等各種出納事務
- イ 保管金係 : 窓口等外部対応／保管金事務処理システム上の受入及び払渡処理
- ウ 計算証明係 : 出納計算書作成及び証拠書類編綴等の計算証明事務／日計表作成  
及び月計突合事務／課内庶務的事務

(2) 出納第三課

- ア 管理係 : 執行センター庁舎の維持管理／計算証明事務、課内庶務的事務
- イ 出納係 : 現金及び小切手の取扱い／入札保証金の登録に関する事務
- ウ 保管金係 : 窓口等外部対応／保管金事務処理システム上の受入及び払渡処理

5 個人番号関係事務（マイナンバー）

(1) 個人番号関係事務について

源泉徴収票及び支払調書の法定調書作成のために提供を求めるもの。

(2) 会計部門における個人番号関係事務の範囲

- ア 源泉徴収票等作成事務
- イ 支払調書作成事務